

事業者の皆様へ

紙類の

令和6年
1月1日
から

排出ルールが変わります

リサイクル可能な紙類の
清掃工場への搬入を **禁止** します!

ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません。



【機密書類も搬入禁止の対象です。】

詳しくは見開きのページへ!

地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、

紙類は、分別してリサイクルへ!

堺市環境マスコット
キャラクター「ムーヤン」



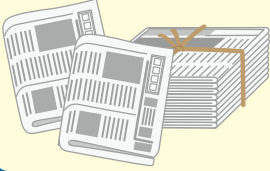
分別することでごみにならず、新しい紙製品に生まれ変わることができます!



リサイクルが可能な紙類の品目 (清掃工場への搬入禁止対象)

紙類は品目ごとに分けるのが基本ですが、具体的な分別方法や出し方等は、回収業者と相談のうえ決定しましょう。

新聞



雑誌



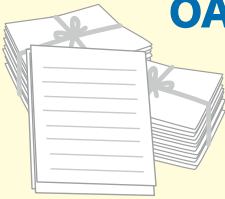
カタログ/ノート/
パンフレット/
週刊誌/書籍等

ダンボール



※防水加工したものを除く

OA紙

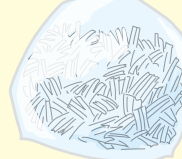


コピー用紙/
コンピューター用紙

その他の古紙

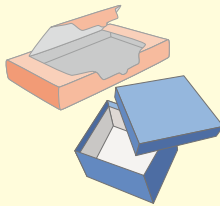


シュレッダー紙

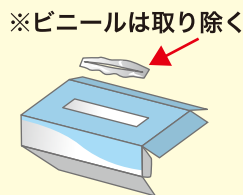


リサイクルできる紙類を
シュレッダーしたもの

その他の古紙の具体例



空箱



※ビニールは取り除く

ティッシュの紙箱



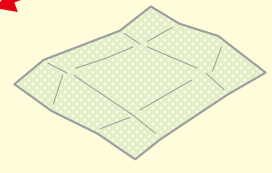
※持ち手が
紙以外のものは
取り除く

紙袋



※金属は取り除く

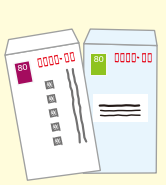
カレンダー



包装紙

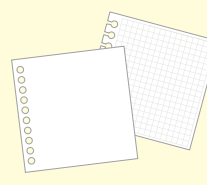


チラシ



※窓あき封筒の
フィルムは取り除く

封筒



メモ用紙



トイレット
ペーパーの芯

出し方の 基本ルール

- ・回収品目ごとに分別する。
- ・ダンボールは折りたたむ。空箱は開いて平らにする。
- ・大きさをそろえ、回収品目ごとにひもでしばる（シュレッダー紙は透明の袋に入れる）。

お願い

紙以外のものは取り除いてください!



ビニール袋に入ったままのカタログ

※選別の際、作業員が一つ一つ手で取り除いています(>_<)

【例】

- ・紙袋のプラ製取っ手、ティッシュの空箱や窓あき封筒のビニール
- ・クリアホルダー、プラ製ファイル、CDや不織布のCDカバー
- ・金属類・・・ファイルやバインダーの留め具、カレンダーの金具、クリップ等（ホッチキス針程度はOK）
- ・紙に貼られた粘着質のもの（シール・テープ）



「紙ひも」を使う♪

- ビニール袋やビニールひもでなく、紙ひもを使うと一緒にリサイクルできます!
- ガムテープをひも代わりに使わないでください!



リサイクルできない紙類〈禁忌品〉

以下の紙類はリサイクル可能な紙類に混ぜないでください

× においのついた紙



石けんの包み紙、
洗剤や線香の紙箱など

× 汚れた紙



油のついた紙、使用済
ティッシュペーパーなど

× 防水加工された紙



紙コップ、紙皿など

× 感熱紙



レシート、
ファックス用紙など

× カーボン紙、
ノーカーボン紙



宅配便の伝票など

× 写真

× 油紙

× 金、銀などの金属が箔押しされた紙

× 昇華転写紙（アイロンプリント紙、靴やカバンのかめ物など）

× 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）

× 複合素材の紙（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの）

× 合成紙（プラスチック製品で、正確には紙でないもの）

◆紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、上記のものはリサイクルできません。

紙類リサイクルの取り組み方

以下のポイントを押さえて取り組むと、効率的・効果的にリサイクルを進めることができます。

① 現状を把握

・現在の大まかな紙ごみの種類や排出量、排出方法、処理方法等を確認しましょう。



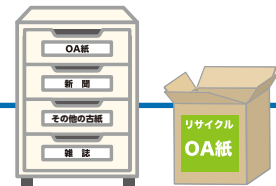
② 関係者との打ち合わせ ～分別ルール・排出方法の決定～

・まずは現在取引のあるごみ収集運搬業者や古紙回収業者、またビル管理会社等に相談しましょう。

・分別区分、回収方法、保管方法、引渡し方法、費用等について検討し、
回収業者又は持ち込み先を決定しましょう。

③ 分別ボックスの設置・保管場所の整備

・紙類の回収方法や量に応じたボックスや保管スペースを、表示を工夫しながら整備します。



〈例〉OA紙や裏紙のボックスはコピー機やプリンターの近くに設置／わかりやすい分別表や具体例の掲示／目立つラベルで表示

④ ルールを周知徹底し、回収スタート♪

・分別ルールは定期的に周知を図りましょう。

・リサイクルのメリットなどをPRして、分別の機運を高めると効果的です。

〈例〉「環境に優しい」、「SDGsに寄与」、「処理費用の削減」

✓ 取り組むメリットあります

☐ ごみ処理費用の削減

リサイクル可能な紙類を資源化すれば、今より燃やすごみを減らすことができ、処理コストの削減につながります。



☐ 社員の意識改革

ごみを出さない職場づくりに取り組むことで、業務の合理化や効率化が促進され、社員の意識改革につながります。



☐ SDGsの推進による企業価値の向上

地球温暖化対策として脱炭素社会を推進し、環境に配慮した事業活動に取り組むことは、企業価値の向上につながります。



資源化の方法 (業者への依頼)

① 事業系ごみ (一般廃棄物) の収集運搬業者に相談する

- ・現在事業系ごみの収集運搬を契約している業者 (堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者) に相談してください。

※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。

② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または自ら持ち込む

- ・古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・次の事業所一覧や事業者名簿もご参照いただけます。

※分別方法や料金等詳細は、各事業所へお問い合わせください。



堺市古紙回収協力事業所一覧 (令和4年12月1日現在)

最新の情報はこちらへ→

区	事業所名	所在地	電話番号	受入日時	引取方法	
					持込	回収
堺	(株)朝日商店 高砂リサイクルプラント	高砂町1-3-1	072-241-2763	月～土(祝日除く) 9時～17時	☐	☐
	堺資料 (株)	出島海岸通4-7-29	072-241-1727	無休 9時～17時	☐	☐
	(株)米田商店 本社	大仙西町6-181-1	072-241-4018	月～土(祝日除く) 8時～16時	☐	☐
	(株)米田商店 第一営業所	大仙西町6-175	072-241-4018	月～土(祝日除く) 8時～16時	☐	☐
中	(株)西上商会	伏尾300	072-270-1177	無休 (1/1～1/3除く) 8時～17時	☐	☐
南	(有)あかね紙業	小代76	072-296-2929	無休 (29、30、31日除く) 9時～17時	☐	☐
	ジャパנקリーンシステム (株)	高尾3-3270	072-272-5533	月～土(祝日除く) 9時～16時	☐	☐
	(株)米田商店 泉北営業所	高尾1-605-3	072-260-3338	月～土(祝日除く) 8時～16時	☐	☐
北	(有)松原再生資源回収センター	中村町76-3	072-257-0450	月～土(祝日除く) 13時～16時30分	☐	☐

大阪府登録廃棄物再生事業者名簿

※大阪府ホームページ中の「廃棄物再生事業者登録」ページから名簿をダウンロードし、紙を取り扱う事業者を検索のうえ、ご参照ください。

大阪府 再生事業者登録

【機密文書の処理】



個人情報等を含んだ機密書類であっても、機密が守られるリサイクル処理の手法があります。契約している業者や専門の処理業者に問い合わせてみましょう。

〈例〉◇破碎(裁断)処理

リサイクル対応型のシュレッダー機器による裁断。持ち込み、回収のほか専用車両による出張裁断など。

◇直接溶解処理

製紙工場の巨大なミキサーに直接投入します。立ち合いができたり、溶解証明書発行が可能な業者もあります。

■紙類のリサイクル・許可業者について

堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課
TEL (072) 228-7479 FAX (072) 228-7063

■清掃工場への搬入禁止について

堺市環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課
TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646

■市の継続処理について

堺市環境局 環境事業部 環境業務課
TEL (072) 228-7429 FAX (072) 229-4454

堺市 紙類のリサイクル

